

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
9	R2.1.16	R2.1.30	<p>1 東京都において、「お知らせ看板」等告知関連の届け申請されながら現地告知看板等が掲出されなかったケース（東京23区内は除く。）</p> <p>2 1の場合、その申請に係わった企業等</p> <p>3 東京都において、「お知らせ看板」等告知関連の届け申請がされていないにも関わらず、現地告知看板等が掲出されたケース（東京23区内を除く。）</p> <p>4 3の場合、その事業等にかかわった企業等</p> <p>以上1～4について、平成25年度以降の全事業とする。 以上全ての”事実”を証明する”証拠”。</p>	0				1											請求内容に関して、島しょ地域では該当ケースを把握していないため、請求内容に係る文書は、作成し、又は取得しておらず、存在しない。	環境局 環境改善部 化学物質対策課
10	R2.1.16	R2.1.30	<p>東京都において、31環改化第695号令和元年12月23日非開示決定通知内3・5に関して、</p> <p>1 土壌汚染における住民の健康被害の回避を東京都は情報公開制度における公文書管理についての行政運営上の不備あるいは”不都合な真実”の隠ぺい及び”虚偽説明”ではないことを証明する全ての”証拠”資料等</p>	0				1											請求内容に関する公文書は、作成し、又は取得しておらず、存在しない。 ただし、「土壌汚染対策工事のお知らせ看板」掲示の有無については、過去に開示決定を行った文書（30環改化第864号、31環改化第104号、31環改化第452号、31環改化第694号及び31環改化第695号）により、明らかにしており、お知らせ看板が設置されていないケースが多数あることが確認できます。 なお、「土壌汚染対策工事のお知らせ看板」は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例では、措置又は工事の円滑な実施に資するよう、事業者と周辺住民等とのリスクコミュニケーションの推進を目的としているものであり、「人の健康に支障を及ぼすことを防止すること」を直接達成するための規定ではありません。	環境局 環境改善部 化学物質対策課